

のびるクン Select for Education 保証規程

本書(以下「本規程」といいます)は、表面に記載されたサービス登録機器(以下「登録機器」といいます)について、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社(以下「Dssas」といいます)、ヤマト運輸株式会社(以下「YTC」といいます)及びSOMPOワランティ株式会社(以下「SWT」といいます)、Dsas及びYTCと併せて「サービス提供者」といいます)が提供する本保証(第1条に定義します)の内容を規定するものです。尚、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

1.(定 義)

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。

- 1) 登録機器：サービス提供者が本保証を提供するPC等の機器で以下の条件をします。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとし、指定の機器については本保証の対象となりません。
 - ① デスクトップ型の別売ディスプレイ別売のCPU・ノート型、一体型、タブレット型は、これら単体を登録機器とします。
 - ② デスクトップ型のPC本体とディスプレイのセット販売の場合、又は、デスクトップ型の別売ディスプレイ別売のPC本体について本保証に同時加入了した場合は、それそれぞれ単体を登録機器とします。
 - ③ 上記のデスクトップの大きさは、30型以上満足であることを要します。
- 2) 本保証：保証期間(9.(に定義します)中に登録機器に自然故障(10.(に定義します))が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が該当故障の修理(以下「修理保証」といいます)、又は代替品(7.(に定義します))への交換(以下「代替品の提供」といいます)を実施することをいいます。
- 3) お客様：本保証に「(申込みの手続き)」の1)の方法で申し込み、サービス提供者がこれを承諾した者をいいます。
- 4) コーナー意見書：お客様が本保証の申し込みにあたり使用する書類であり、お客様情報及び登録機器の情報の記入又は入力を要します。
- 5) 保証書：本保証に加入申請明細をいいます。
- 6) 修理依頼書：登録機器が故障した場合、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者に修理を依頼する書類をいいます。
- 7) 代替品：サービス提供者が登録機器と同じ性能をもつて判断した製品をいいます。
- 8) メーカー保証：登録機器のメーカーが登録機器に付与する保証をいいます。本保証の申し込みは、メーカー保証期間が1年以上ある製品に限ります。
- 9) 保証期間：本保証をサービス提供者が実施する期間をいい、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了日欄記載の日までの期間とします。
- 10) 自然故障：登録機器の取扱説明書及び本保証ラベル等の注意書きに従って正常使用してしまった場合に、登録機器に生じた故障であり、かつ、メーカーの保証規定(以下「保証の対象となる場合」)に該当しない場合(「その1」)及び「(保証の対象となる場合)」に該当しない場合(「その2」)に該当しない故障をいいます。サービス提供者は、修理委託先(サービス提供者を含み、製品と一緒にサービス提供者がその程度で選定するものとします。以下同じ)による、メーカー直隣であるか否かの判断ならびに「(保証の対象となる場合)」に該当しない場合(「その1」)及び「(保証の対象となる場合)」に該当しない場合(「その2」)の基準に基づき本保証の提供可否を判断するものとします。
- 11) 全機：「自然故障」の見積修理代額(11.(に定義します))が保証限額額(13.(に定義します))を超過する故障をいいます。
- 12) 要修理代額：本保証を適用する場合、登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定の上お客様に提示する金額をいいます。
- 13) 保証限額額(消費料込み)：保証書の「保証上限金額欄」に記載した金額であり、本保証における修理費用の限度額をいいます。
- 14) 出張修理：製品が自然故障が発生した場合に、メーカーの修理部門が登録機器を設置する場所に訪問し、修理を行うことをいいます。
- 15) 引取修理：製品が自然故障が発生した場合に、メーカーが指定の運送会社を用いて製品を回収し、修理を行うことをいいます。
- 16) 出張：引取対象機器、メーカーが該当登録機器の故障時に、出張又は引取修理を行うことを定めた製品をいいます。

2.(申し込みの手続き)

- 1) 本保証をご利用頂くには、同様されているコーナー意見書の登録方法に従い、保証情報を登録してください。サービス提供者で内容確認後、本保証をご利用出来る「コーナー」として登録の上、お客様に書面として電磁的方法で「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付をもって、サービス提供者がお客様に対する本保証を行なうことを承諾したものとします。
- 2) サービス提供者は、以下で該当する場合、お客様からの申込みを承認しない場合がございます。この場合、サービス提供者はユーザー同意書を受取り、かつ30日以内にサービス提供者が承認する方法によりお客様にその旨を通知するものとします。
 - ① お客様が登録しない、あるいは偽名を使っているとき。
 - ② お客様の申込事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあつたとき。
 - ③ コーナー意見書の保証内容確認欄に重要事項の押印がないとき。
- 3) 登録機器購入から1日以内に、本条1項で定めた申込内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用頂けない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払い頂いた代金を返金いたしません。

3.(保証内容)

- 1) 本保証をご利用可能な期間は、登録機器購入日から10ヶ月以内に限るものとします。
- 2) 保証期間は、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了までの期間とします。
- 3) 保証期間内に登録機器に「自然故障」が生じた場合は、本規程末尾記載のサービス提供者の「お客様窓口」に連絡頂き、サービス提供者から指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代額が登録機器の保証限度額範囲内の故障であれば、保証期間中当該故障を無料で修理いたします。依頼の際、登録機器のメーカーで正しくない部品及び付加物は、事前に登録機器を修理して登録機器を登録書と修理依頼書と共にサービス提供者へ提出して下さい。登録機器にこれに記載すれば受け入れられた状態で引き渡された場合には、サービス提供者はこれらの記録書類、部品及び付加物等は、一切責任を負いません。
- 4) 登録機器の出張・引取修理品である場合に限り、修理委託先が「出張修理又は引取修理を行います。」との場合の出張料・引取料は本保証に含まれます。持込修理又は製品の場合は、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より登録機器を送付頂いた上で修理委託先が修理を行います。この場合の往復料の本保証に含まれます。
- 5) 見積修理代額が登録機器の保証限度額以上にある場合であっても、その超過分をご負担頂く場合は修理を承りますが、その場合には当該修理をもって本保証が終了となります。尚、前項にサービス提供者の手配を得てから修理に依頼された場合は、本保証の対象とはなりません。

4.(受付時間)

サービス提供者が修理の受け付け又は本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の午前10時から午後7時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

5.(修理依頼)

- 1) 本保証に基づき自然故障の修理を依頼される場合は、「3.(保証内容)」の3)所定の手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。
- 2) サービス提供者は、自己的費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、又は一部を第三者に委託することが出来るものとし、お客様はこれを認めると承諾するものとします。
- 3) メーカー保証期間内に登録機器に発生したメーカー保証の対象となる故障等は、「お客様窓口」を経由して、メーカーに修理の依頼を行うこととできます。この場合、「3.(保証内容)」の4)記載の発送及び引き取りによる往復料は、サービス提供者の負担となります。但し、メーカー保証及び本保証に定めた条件で外なる故障等は、サービス提供者を経由した場合で、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

6.(データ)

- 1) 修理(出張修理・引取修理を含みます。以下、同じ)に際しては、お預かりする登録機器にかかる記憶装置のデータ(暗号資産等)に関するデータを含みます。以下同様の管理には細心の注意を払いますが、万一の事故に備えて、お客様ご自身でバックアップを実施してください。また、バックアップ実施後、データ流出・消滅事故の防ぐために、登録機器にかかる記憶装置のデータのうちお客様固有のデータ・ソフトウェア又はプログラムについては、お客様ご自身で削除してください。
- 2) サービス提供者は必要と判断した場合に登録機器にかかる記憶装置のデータ等のデータ・ソフトウェア又はプログラム(以下、総称して「データ等」という)の消去を行うことについては、お客様は事前にご同意いただいているものとし、異常異常を排除しないものとします。なお、自然故障の原因及び修理の方法(かわからず)、記憶装置のデータ等の消去、消失、損傷等に関するお客様の損害についてサービス提供者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- 3) お客様ご自身でデータ等を削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いかねます。

7.(自然故障に起因する代替品の提供)

- 登録機器に自然故障が発生し、かつ修理委託先により全損の認定がなされた場合には、代替品の提供により、修理に代えさせて頂きます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合に同じくします。但し、保証期限の範囲で、代替品の提供が難しいとサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入額の一部の二割を負担されます。お預けにご負担ください。お預けにご負担されると、本保証の提供と引き換えに何かかのサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任せることに出来ます。

8.(代替品への保証について)

- 1) 前条に記載する代替品には、本保証は適用されないものとし、メーカー保証のみが適用されるものとします。
- 2) 代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に対し機種又は品名、品番その他の指定を行なうことは出来ないものとします。
- 3) 本条に基づき代替品の提供により、本保証は終了します。出張修理対象製品については、代替品が提供された場合であっても、本保証の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、出張修理対象製品以外の修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えに何かかのサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任せることに出来ます。

9.(失 効)

次の場合、本保証に基づく保証は失効するものとします。

- 1) 保証期間が終了したとき。
- 2) 「(自然故障に起因する代替品)」による。
- 3) 保証期間終了前に第三者による登録機器の贈与、又は譲渡したとき。
- 4) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行なうことができず(事業承継等により、メーカーと同一会社・同一条件で修理を行う者が存在する場合を除きます)、サービス提供者が代替品を提供した場合(代替品の提供については第7条の定めを準用します)。

10.(通 知)

登録機器の初期不良等の理由により、交換品(新商品のものとします。以下同じ)がメーカー又は販売店から提供された場合は、サービス提供者「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。当該通知がサービス提供者へ行われなかった場合、保証を受けられなくなることがありますのでご注意下さい。また、交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

11.(保証条件)

- 次の場合は、保証期間内でも本保証の対象とはなりません。
- 1) サービス提供者の事務の了解なく、他社で修理されたとき。
 - 2) 修理の実績の有無など。
 - 3) 保証書に必要記述事項の記入がない場合、あるいは字書きを書き換えた後は、書き加えられたとき。
 - 4) 登録機器の輸入後以降に取り付けられた付加物(メーカー純正部品を含む)の故障、又はこれらとの付加物による起因する故障。
 - 5) 本保証規程の12.(「保証対象外の費用等」)、13.(「保証の対象とならない場合」)の2)に該当する場合。

12.(保証対象外の費用等)

- 次に挙げるものは、本保証の対象となりません。
- 1) 登録機器の修理においてお客様により指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
 - 2) 登録機器の補助記憶装置交換や階層補助記憶装置における工場出荷時状態からバージョンシフト及びファイルシステムの改変を行なった場合に伴う再インストール費用。
 - 3) 登録機器のオーバーホール(具体的な症状が発生していない登録機器の点検、部品交換等)費用。
 - 4) 修理期間中の代替品レンタル料金等、修理代金以外の費用。

13.(保証の対象とならない場合・その1)

直接、間接に問わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するか否かはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。

- 1) 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動による登録機器に生じた故障又は損害。
- 2) 地震・台風・噴火・津波・水害その他の自然災害、又は、ガス害・毒害・公害等により登録機器に生じた損害。

- 3) 登録機器の自然の消耗、麻痺、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他の類似の事由。又はねずみ食い、虫食いによる登録機器に生じた放電又是損害。
- 4) 登録機器のオプション品・部品、ソフウェア、パッケージのケーブル・コード・PCカード・コネクター・マウス・タッチペン・テンキー・外付けスピーカー等の付属品、カバーやセリ等のその他特にサービス提供者が定める専用外品(消耗品・消耗品・購入後追加された部品・拡張カード・拡張モジュール等)、バッテリー、電池、周波数変換器等による消費や故障又は損害。
- 5) 登録機器のバッテリーが過充電等により膨張している場合、バッテリー膨張による故障又是損害。
- 6) 登録機器に格納されたソフウェア、電池、周波数変換器等による消費や故障又は損害。
- 7) 登録機器の表示部品(パネル)及びバッフル等による劣化・変色による故障又是損害。
- 8) お客様の登録機器の不適な使用又は過度な維持管理による故障又是損害。
- 9) 核燃料物質(使用済燃料等)による損害又は損傷(以下同様)による登録機器の故障等による汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発等その他の有害な特性に基づく故障による登録機器の故障等による汚染等の倒壊等の偶然かつ外来の事故による登録機器に生じた放電又是損害。
- 10) 外界からの物理的落下、飛来、衝撃、破裂、火災、雷電等による登録機器に生じた放電又是損害。
- 11) 地震や地盤変動又は地盤沈下による地盤沈下による放電又是損害。
- 12) 登録機器の故障又は損傷(起因して他の接続機器(ソフトウェアを含みます)に生じた放電等もしくは損傷等の損害)。
- 13) 登録機器の内部上部支障の外部の箱等、症状の出ない不良等。
- 14) 登録機器の駆動、移動、脱着、不注意、過度の使用及び機械的調子の不適による劣化・変色による放電等。
- 15) 登録機器の構成部品、機械部品、工具等の付属品による放電等。
- 16) 登録機器を車両、船舶等に搭載して使用された場合の放電又是損害。
- 17) 登録機器の盗難、紛失、火災、水没等による放電等。
- 18) 登録機器の盗難、紛失、火災、水没等による横領による放電等。
- 19) お客様の故意・重大過失により生じた損害。
- 20) 登録機器による製品(シリアル番号が異なる等)に生じた放電等。

14.(保証の対象とならない場合・その2)

直接、間接に問わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。

- 1) 登録機器の引張り等の事由による自動的に起動される警報書以外の他の保証書(メーカー保証書を含む)又は保証を用いて修理又は保証が可能な修理及び保証の場合は。
- 2) 保証期間が終了した後(全金による保証本保証の失効を含む)に故障による報告又是修理の請求がなされた場合。
- 3) 登録機器の部品交換を伴わない調整又は手直しを行った場合。
- 4) メーカーの登録機器のリコール等による修理による放電等。
- 5) 登録機器が修理対象外の部品等による放電等。
- 6) 登録機器の故障又は損傷(起因して生じた登録機器その他の財物使用の阻害によって生じた放電等)。

15.(お客様負担費用について)

以下の保証に対する事項において発生した費用についてはお客様のご負担となります。

- 1) 登録機器の修理の際に、お客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
- 2) 登録機器が出張修理対象製品の場合における、登録機器の設置・工具費用及び登録機器の搬出にかかる費用(リサイクル費用を含みます)。
- 3) 登録機器が出張修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費、宿泊費、送料(往復料)等。
- 4) 登録機器が修理対象製品以外の場合において、お客様のご都合により、出張又は引取を希望されたときにかかる費用(出張修理費用、引取費用、梱包材費用等)。
- 5) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合において、お客様が送付された登録機器一式(登録機器及び登録機器の標準付属品を合わせたもの)の修理費用。
- 6) 登録機器が修理対象製品の修理費用。

16.(秘密保持)

以下の保証に対する事項において発生した費用についてはお客様のご負担となります。

- 1) 登録機器の修理の際に、お客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
- 2) 登録機器が出張修理対象製品の場合における、登録機器の設置・工具費用及び登録機器の搬出にかかる費用(リサイクル費用を含みます)。
- 3) 登録機器が出張修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費、宿泊費、送料(往復料)等。
- 4) 登録機器が修理対象製品以外の場合において、お客様のご都合により、出張又は引取を希望されたときにかかる費用(出張修理費用、引取費用、梱包材費用等)及びYTCによる宅急便以外の配送手段での送付料(往復料)。
- 5) 登録機器が修理対象製品以外の場合において、お客様が送付された登録機器一式(登録機器及び登録機器の標準付属品を合わせたもの)の修理費用。
- 6) 登録機器の故障又は損傷(起因して生じた登録機器その他の財物使用の阻害によって生じた放電等)。

17.(個人情報)

1) サービス提供者は、お客様の個人情報を適切に保護し、YTC及びSWTが公表するプライバシーポリシーに則り、本保証の提供及び本保証の提供に必要な合理的な範囲で利用させて頂きます。

- 2) サービス提供者は、次の各号に該当するときは、その差額を除くべき料金を請求いたします。

① お客様の同意がある場合。

② お客様の個人識別が出来ない統計データ等二次的なデータとして開示する場合。

③ 本保証履行行為のための業務委託先・提携先(保険代理店・保険会社を含む)に開示する場合。

④ 法令により開示する場合。

3) サービス提供者は、お客様からご提供頂いた個人情報を本条に定める秘密情報として扱い、本保証の提供及びその向上に利用する目的外には使用いたしません。

18.(本保証の提供の中断)

サービス提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき、お客様に何らの催告を要せずに、直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。

- 1) 本保証の条件に違反し、書面による催告後30日以内に該当違反が改善されないと。

2) 差し押さえ、仮差押、押さえ、仮処分、公示処分、粗利漫納処分、その他の公権力の处分を受け、又は競売を立てられたとき。

3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡金分を受け等の支払停止状態に至ったとき。

4) 民事審判、社会せん、会社せんの開始もしくは破産申立を行なったとき。

5) 資本の減少、営業の停止もしくは変更、解散又は組織変更の請求を立てたとき。

6) 他の財産状態が悪化したとき、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

19.(社会的勢力の関係回避)

お客様は、サービス提供者に対して、次の各号の事項を表明し契約するものとします。なお、お客様が、本保証期間内に本条のいずれかに反するこれが判断した場合には、サービス提供者は何らの催告を要せずに、本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合といえどもサービス提供者はお支払い頂いた代金を返金いたしません。

- 1) 反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当せず、将来も反社会的勢力となること。
- 2) 自身の役員(代表者、取締役又は常勤社員)が反社会的勢力に経営に貢献する者(反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力となること)。
- 3) 自己の業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
- 4) 本契約の効果範囲内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
- 5) 法的な強制力を有する行為。
- 6) 法的な強制力を超えて不适当な強制行為。
- 7) 取引に際して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 8) 風説を流布し、偽計を用いて威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務妨害する行為。

20.(損害賠償)

お客様は、本保証に関してサービス提供者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実に発生した直接かつ通常の損害に限りサービス提供者請求出来るものとします。この場合、サービス提供者の負担による損害賠償の総額は、3万円を限度とします。

21.(範囲変更)

- 1) サービス提供者は、本規程内容を変更する方が生じた場合は、予告なく本規程を変更することが出来るものとし、変更前から本保証に加入しているお客様に本規程が適用されるものとします。尚、変更にあたっては、本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容並びにその効力発生日をDssasのホームページで掲示します。
- 2) 変更後の本規程の効力発生日以降に、お客様が本規程に基づくサービスを利用したときは、お客様は、本規程の変更に同意したものとみなします。

22.(交換部品の所有権)

本保証の修理保証に則って交換された故障部品(老朽部品を含みます)の所有権は、全てサービス提供者に帰属するものとします。

23.(合規管轄)

本保証に関してお客様とサービス提供者の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

24.(本保証の解除)

- 1) お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。解除の申し出は、お客様窓口に連絡のうえ所定の手続きによるものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める算式により算出した返戻金をお客様にお支払いします。但し、返戻金のうちお支払い済みの部分は返却されない場合があります。
- 2) 前項の規定にかかわらず、登録機器の買取契約の解消に伴い本保証が解除される場合及び「2.(申込みの手続き)」の2)によりサービス提供者が「コーナー」として登録の上、「(自然故障に起因する代替品)」の2)に該当する場合。

25.(保証料の損害賠償充当)

- 1) サービス提供者は、保証料を原資として、損害保険会社(以下「本保証会社」といいます)とサービス提供者を被保険者とする保険契約(以下「本保証契約」といいます)を結び、本保証を適用してきます。
- 2) 本保証は、お客様に対して本規程に従い修理保証を提供し、本保証契約に基づき本保証会社より受領する保証金を当該修理保証に係る費用等の支払いに充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対して、本保証会社の調査が入る場合があります。

2021年4月1日 第4版

サービス提供者:ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社/ヤマト運輸株式会社/SOMPOワランティ株式会社
お客様窓口(クロネコ保証窓口)0800-080-0025 フリーコール 受付時間:10:00~19:00(日曜・祝日)
E-Mail:dts@kuroneko-hoshio.jp